

東金市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 1 0 日

東金市長 山 下 美 紀

東金市規則第 3 9 号

東金市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(別紙のとおり)

東金市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東金市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例施行規則（平成 17 年東金市規則第 35 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 2 条の 2 第 1 項）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液 1 リットルにつき 0. 0 0 3 ミリグラム以下	土壌の汚染に係る環境基準について（平成 3 年環境庁告示第 4 6 号。以下「告示」という。）別表に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	
有機燐	検液中に検出されないこと。	
鉛	検液 1 リットルにつき 0. 0 1 ミリグラム以下	
六価クロム	検液 1 リットルにつき 0. 0 5 ミリグラム以下	
砒素	検液 1 リットルにつき 0. 0 1 ミリグラム以下、かつ、埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料 1 キログラムにつき 1 5 ミリグラム未満	
総水銀	検液 1 リットルにつき 0. 0 0 0 5 ミリグラム以下	
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	
P C B	検液中に検出されないこと。	
銅	埋立て等の用に供する場所の土地利	

	用目的が農用地（田に限る。）については、試料１キログラムにつき１２５ミリグラム未満
ジクロロメタン	検液１リットルにつき０．０２ミリグラム以下
四塩化炭素	検液１リットルにつき０．００２ミリグラム以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液１リットルにつき０．００２ミリグラム以下
１，２－ジクロロエタン	検液１リットルにつき０．００４ミリグラム以下
１，１－ジクロロエチレン	検液１リットルにつき０．１ミリグラム以下
１，２－ジクロロエチレン	検液１リットルにつき０．０４ミリグラム以下
１，１，１－トリクロロエタン	検液１リットルにつき１ミリグラム以下
１，１，２－トリクロロエタン	検液１リットルにつき０．００６ミリグラム以下
トリクロロエチレン	検液１リットルにつき０．０１ミリグラム以下
テトラクロロエチレン	検液１リットルに

	つき 0.01 ミリ グラム以下	
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 リットルに つき 0.002 ミ リグラム以下	
チウラム	検液 1 リットルに つき 0.006 ミ リグラム以下	
シマジン	検液 1 リットルに つき 0.003 ミ リグラム以下	
チオベンカルブ	検液 1 リットルに つき 0.02 ミリ グラム以下	
ベンゼン	検液 1 リットルに つき 0.01 ミリ グラム以下	
セレン	検液 1 リットルに つき 0.01 ミリ グラム以下	
水素イオン濃度	4.0 以上 9.0 以下	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102-1 12に定める方法
ふっ素	検液 1 リットルに つき 0.8 ミリグ ラム以下	告示別表に定める方法
ほう素	検液 1 リットルに つき 1 ミリグラム 以下	
1, 4-ジオキサン	検液 1 リットルに つき 0.05 ミリ グラム以下	

備考

- 1 基準値の欄中検液中濃度に係るもの（水素イオン濃度を除く。）にあっては、告

示付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。

2 基準値の欄中「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3 有機磷とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

4 六価クロムの項目について、規格K 0 1 0 2—3の2 4. 3. 2に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、規格K 0 1 7 0—7の7に定める操作を行うものとする。

5 1, 2—ジクロロエチレンの濃度は、規格K 0 1 2 5の5. 1、5. 2又は5. 3. 2により測定されたシス体の濃度と規格K 0 1 2 5の5. 1、5. 2又は5. 3. 1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

6 水素イオン濃度の測定は、次の操作によるものとする。

(1) 乾土20グラム相当量の生土又は風乾細土を100ミリリットルビーカー又はポリ容器にとる。

(2) 純水又は塩化カリウム液（1 N塩化カリウム液に約N／10水酸化カリウム液を加えてp H 7. 0に調整したもの）を50ミリリットル加える。

（土：純水又は塩化カリウム液＝1：2. 5とする。）

(3) (2)を攪拌振とうした後1時間以上静置し、この上澄み液を測定に用いる。

(4) 結果にはp H（H₂O）又はp H（K C I）と付記し、測定条件を明確にする。

別記第 7 号様式を次のように改める。

第7号様式（第6条第3項、第14条第3項及び第18条第2号）

地質分析（濃度）結果証明書

年 月 日

様

分析機関名
代 表 者
所 在 地
電 話 番 号
環 境 計 量 士

年 月 日に依頼のあった検体について、平成3年環境庁告示第46号付表に定める方法（水素イオン濃度については、日本産業規格K0102-1 12に定める方法）により検液を作成し、計量した結果を次のとおり証明します。

（検体区分・番号 ）

計量の対象		単位	測定値	定量下限値	基準値	測定方法	
カドミウム		mg／l			0.003		
全シアン		mg／l			不検出		
有機燐		mg／l			不検出		
鉛		mg／l			0.01		
六価クロム		mg／l			0.05		
砒素		mg／l			0.01		
総水銀		mg／l			0.0005		
アルキル水銀		mg／l			不検出		
PCB		mg／l			不検出		
ジクロロメタン		mg／l			0.02		
四塩化炭素		mg／l			0.002		
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）		mg／l			0.002		
1，2－ジクロロエタン		mg／l			0.004		
1，1－ジクロロエチレン		mg／l			0.1		
1，2－ジクロロエチレン		mg／l			0.04		
1，1，1－トリクロロエタン		mg／l			1		
1，1，2－トリクロロエタン		mg／l			0.006		
トリクロロエチレン		mg／l			0.01		
テトラクロロエチレン		mg／l			0.01		
1，3－ジクロロプロペン		mg／l			0.002		
チウラム		mg／l			0.006		
シマジン		mg／l			0.003		
チオベンカルブ		mg／l			0.02		
ベンゼン		mg／l			0.01		
セレン		mg／l			0.01		
水素イオン					4.0～9.0		
ふっ素		mg／l			0.8		
ほう素		mg／l			1		
1，4－ジオキサン		mg／l			0.05		
農用地田 に 限 る	砒素	mg／kg			15		含 試 有 験
	銅	mg／kg			125		
検 体 の 性 質		形 状		色		に お い	
備 考	発生場所：				発生事業者：		
	計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合の当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地：						

別記第 3 3 号様式を次のように改める。

排水汚染状況測定（濃度）結果証明書

年 月 日

様

分析機関名
代 表 者
所 在 地
電 話 番 号
環境計量士

年 月 日に依頼のあった検体の計量結果を次のとおり証明します。

（液体区分 ）

項目	単位	測定値	定量下限値	基準値	測定方法
カドミウム	mg/l				
全シアン	mg/l				
有機磷	mg/l				
鉛	mg/l				
六価クロム	mg/l				
砒素	mg/l				
総水銀	mg/l				
アルキル水銀	mg/l				
PCB	mg/l				
ジクロロメタン	mg/l				
四塩化炭素	mg/l				
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	mg/l				
1，2－ジクロロエタン	mg/l				
1，1－ジクロロエチレン	mg/l				
1，2－ジクロロエチレン	mg/l				
1，1，1－トリクロロエタン	mg/l				
1，1，2－トリクロロエタン	mg/l				
トリクロロエチレン	mg/l				
テトラクロロエチレン	mg/l				
1，3－ジクロロプロペン	mg/l				
チウラム	mg/l				
シマジン	mg/l				
チオベンカルブ	mg/l				
ベンゼン	mg/l				
セレン	mg/l				
ふっ素	mg/l				
ほう素	mg/l				
1，4－ジオキサン	mg/l				
銅	mg/l				
浮遊物質	mg/l				
水素イオン濃度	—		—		
備 考	計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合の当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地：				

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の規則の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。